第３章　基本理念

１．基本理念

ひとり親家庭では、「生計」「子育て」「家事」などの役割を母親や父親がひとりで担わなければならないため、生活の安定と自立、子育てにおいて、様々な困難に直面しています。

本市では、ひとり親家庭が社会における多様な家族形態のひとつであるという考え方を基本に自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるまちづくりをめざし、計画の基本理念を次のように定めます。

ひとり親家庭の誰もが自立し、安定した生活が
実現でき、安心して子育てができるまちをめざして

２．基本目標

（１）情報提供・相談機能の充実

国・府および市において取り組んでいるひとり親家庭に対する各種支援制度・施策についての情報提供を行い、周知に努めます。一人ひとりの状況に応じた適切な情報提供を行っていくとともに、関係機関や専門機関等との連携を強化し、適切に支援機関等につなぐ相談機能の充実を図ります。

（２）就業支援

ひとり親家庭の親、特に母子家庭の母は、パート・アルバイトといった不安定な雇用形態での就労の割合が高くなっています。子育てをしながら安定した雇用、収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など就業面における支援の充実を図ります。

（３）子育てをはじめとした生活面の支援

ひとり親家庭が安心して子育てをすることができ、就業及び就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、保育所や学童クラブの事業を充実させるとともに、多様なニーズに対応した保育サービスの提供など、子育て支援の充実に取り組みます。

（４）養育費の確保

ひとり親家庭の子どもが養育費を確保できるよう、国・府の動きも踏まえ、法律相談等による支援体制を整備するとともに、養育費の取り決めや取得促進に関する啓発を行うとともに、離婚前の養育費相談の充実に努めます。

（５）経済的支援

児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、目的に応じた母子及び寡婦福祉資金貸付金などの制度を利用することにより、ひとり親家庭の経済的支援につながるよう、情報提供に努めるとともに、引き続き、制度の周知徹底と適正な給付事務に努めます。

（６）人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭が社会を構成する多様な家族形態の１つとして尊重され、ひとり親家庭の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、人権教育・啓発の取り組みを進めます。

３．施策の体系

〔基本目標〕	〔今後の主な取り組み〕
1. 情報提供・相談機能の充実	（１）情報提供の充実 （２）母子自立支援員等による相談事業の実施
2. 就業支援	（１）就労支援のための相談機能強化及び支援体制の整備 （２）就業に向けた能力開発への支援
3. 子育てをはじめとした生活面の支援	（１）保育サービスの充実 （２）学童クラブ事業の充実 （３）母子生活支援施設を活用した生活支援 （４）公営住宅における優先入居の推進等
4. 養育費の確保	（１）養育費確保の啓発の推進 （２）離婚前相談の充実
5. 経済的支援	（１）児童扶養手当等の給付業務 （２）ひとり親家庭等医療費の助成の実施 （３）母子及び寡婦福祉資金の適正な貸付業務の実施
6. 人権尊重の社会づくり	（１）人権教育・啓発に関する施策の推進